

制定 令和6年4月1日
改正 令和6年8月13日

福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費
（「再エネ先駆けの地」理解促進事業）補助金公募要領

1 目的

福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（「再エネ先駆けの地」理解促進事業）については、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費（「再エネ先駆けの地」理解促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、本要領により補助金交付申請の手續等を定めることにより適切な実施を図る。

2 補助対象事業

再生可能エネルギーの普及拡大と地域活性化を図るため、再生可能エネルギーの理解を促進する取組（以下「理解促進事業」という。）をしようとする市町村等（以下「事業者」という。）が策定した「実施計画書」が、以下の要件をすべて満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金は交付しない。

- (1) 理解促進事業の実施予定地が県内であること。
- (2) 理解促進事業が専ら営利を目的とするものでないこと。
※収益が発生する場合は補助対象外。
- (3) 広く県民を対象とした事業であること。
※社員研修等、対象者を特定の者に限定した事業は補助対象外。

3 補助対象事業者

補助対象事業者は次に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 県内市町村
- (2) 個人、法人又は団体（以下「法人等」という。）
- (3) 複数の県内市町村又は法人等で構成する共同事業体

4 補助対象経費

交付規程別表（第4条関係）のとおり。

5 補助率及び補助上限額

補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、1件当たりの補助上限額は50万円とする。

6 事業期間

交付決定日から令和7年2月28日（金）まで

※交付決定前に補助事業に着手した場合には、交付決定を取り消す場合がある（事業着手には、事業に必要な各種契約行為を含む）。

7 公募期間

令和6年4月1日（月）から令和6年11月29日（金）まで

※申請書の受付順に審査を行い、順次補助採択を実施。上記期間内であっても予算額に達した場合には公募を終了する。

8 申請方法

（1）提出書類及び提出方法

別表1に掲げる書類1部を以下提出先に郵送又は持参により提出する。

※公募期間必着

（2）提出先

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部エネルギー課

再エネ先駆けの地理解促進事業 担当宛

9 実績報告及び額の確定

事業完了日から起算して30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに、別表2に掲げる書類1部を提出する。

県は、実績報告書を受理した時は当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた後に交付すべき補助金の額を確定し、事業者へ通知する（補助金申請額と確定額に変更がない場合は通知を省略する）。

10 補助金の交付

事業者は、県の確定通知を受けた後に交付規程に定める補助金精算払請求書を提出し、補助金の支払いを受ける。

11 留意事項

- (1) 書類の不備、虚偽記載があった場合には採択しない。
- (2) 代理申請は受け付けない。
- (3) 審査手続き等において、書類の追加提出を依頼する場合がある。
- (4) 提出書類の返却はしない。

別表 1

申請時提出書類	
①	交付申請書（交付規程 様式第 1）
②	事業実施計画書（交付規程 様式第 1 の別紙 1） ※必要な記載項目を満たしていれば、適宜、任意の様式に記載しても可。
③	収支予算書（交付規程 様式第 1 の別紙 2）
④	積算根拠書類
⑤	申請者の役員等名簿（交付規程 様式第 1 の別紙 3） ※申請者が市町村以外の場合に提出すること。
⑥	その他参考に資する資料（任意様式）

別表 2

実績報告時提出書類	
①	完了報告書（交付規程 様式第 7）
②	実績報告書（交付規程 様式第 8）
③	事業実績書（交付規程 様式第 8 の別紙 1）
④	詳細な補助事業の経過、結果が分かる書類（任意様式）
⑤	収支決算書（交付規程 様式第 8 の別紙 2）
⑥	経費の用途及び目的が明確に把握できる証拠書類 ※領収書又は支払を証する書類の写し等
⑦	その他参考に資する資料（任意様式）